



114  
A 2286  
7



國貨製造の要用ありと判し外國貿易と  
 尚書一宗ありて金銀新形貨幣と製造  
 のめんと貨幣増加せんこと日本政府より治定  
 せしむ  
 新規造貨幣の差とあるも量目四百千と  
 グレートロイヤル純銀十分ノ方とる銀貨幣と  
 依り右銀貨幣とメキシコドロンと同様とす  
 右銀貨幣と判りたる少額とる貨幣も製造とす  
 右精密とるをいふと右極めされも大抵たす如し



五千セント

量目二百グレイトロイ純銀  
十分の一を考へたる

廿五セント

百四グレイトロイ以下同

十セント

四十グレイトロイ以下同

五セント

廿グレイトロイ以下同

右貨幣を便利なるべく小金高を拂ふ  
基となる銀貨幣の十、五、二半の金貨幣と  
便利なるを濫造すべし右精密の價を以て

右極めたる一係一少形銀貨幣同様限る  
金高を拂ふるに用ひ一考よりなるもの  
都合に因り大金高を以て勝たる  
銀貨幣百分の一を千分のの細沙を濫造す  
貨幣を造る歐羅巴の士女を以て定む極  
一其士女を以て其初頭を以て  
其士女と金銀を仕役一其主たる職を以て政府  
議定する量目と純粋の貨幣を造るあり巨細  
事も其金銀を以て其主たる告す一其右を  
充分の告知あり一

此の極に因りて日中政府おのれに歐羅巴を為す所と  
聊異ありしやうありて劣るるを請合んことを希ふ  
千八百七十年才五月の協書に概して政府より吹雪  
料と名を下し極人と欲むを日中政府に莫大に  
出費せりしは是れ最初に吹雪料三より減せざる  
政府より之を減せりし地金を返りし後數年  
是れは貨幣と金銀の差より減せりし地金を  
他國の貨幣又も方今通用し又も現在日中  
諸貨幣と所有し日中新貨幣より引換んと

款もそのを極と金銀を持出せりし地金を  
溶解し分析したるもの代りての新貨幣を偽り  
吹雪料と引去りしやうありし極も有名なる  
と價より差を定價にす新貨幣と旧貨幣と  
を交換せりし

是れ新貨幣を好む極なるを是れ日中國の教令  
因りて極の旧貨幣の通用を漸く停止せり日中  
政府より之を減せりしは是れ最初に吹雪料三より減せざる  
政府より之を減せりし地金を返りし後數年  
是れは貨幣と金銀の差より減せりし地金を  
他國の貨幣又も方今通用し又も現在日中  
諸貨幣と所有し日中新貨幣より引換んと

暫く其後... 引上り...  
了... 租税  
水方